

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成25年1月28日まで縦覧に供する。

平成24年12月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあつた年月日

平成24年11月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人手をつなぐ香川後見センター

時岡 信一

高松市檀紙町八幡1452番地2

3 定款に記載された目的

この法人は知的障害等のある人及びその家族に対して、地域等でその人らしい生活を行うために必要な権利擁護の支援に関する活動及び成年後見についての事業を行うことにより、福祉の増進に寄与するものである。